

第 30 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 6 月 12 日（水） 13 時 57 分～14 時 30 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（17 名）

1 番委員	三浦 勝志	2 番委員	齋藤 美也子	3 番委員	對馬 忠法
4 番委員	古川 榮	5 番委員	工藤 守	6 番委員	高井 美奈子
7 番委員	今井 文雄	8 番委員	大川 哲彌	9 番委員	花田 良造
10 番委員	工藤 正	11 番委員	丹代 純嗣	12 番委員	葛西 雅博
13 番委員	今井 龍美	14 番委員	柴田 博明	16 番委員	小山内 知寛
18 番委員	山口 知治	19 番委員	長尾 浩		

4 欠席農業委員（2 名）

15 番委員	桑田 久毅	17 番委員	三浦 良孝		
--------	-------	--------	-------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-3	七戸 茂春	平賀-4	齊藤 嗣郎
平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

平賀-2	阿部 功				
------	------	--	--	--	--

7 出席事務局職員（4 名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛
主査	坂口 由香里				

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 116 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 117 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 118 号 農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 119 号 令和 5 年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況に係る点検・評価（案）について
 報告第 87 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
 報告第 88 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 89 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

9 会議の概要

あいさつ	(省略)
農業委員会憲章 唱和（委員全 員）	(省略) 【開会 14 時 02 分】
議長（今井龍 美）	これより、第 30 回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 3 番対馬委員、5 番工藤委員の両名にお願いいたします。 次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。 議案説明のため、中畑事務局長、佐藤事務局長補佐、成田碓ヶ関支局長補佐、坂口主査の出席を求めました。書記には、成田碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。 それでは議案審議に入ります。 本日の議案は、お手元に配付してある議案第 116 号から議案第 119 号までの 4 件、ほかに報告が 3 件でございます。 現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

はじめに、議案第 116 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

坂口主査

それでは、1 ページをご覧ください。

議案 116 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、174 番は新規就農、175 番から 181 番は経営拡大、182 番は耕作便利によるものです。

件数は 9 件、面積 16,918 m²、田 4 筆 4,862 m²、畑 16 筆 12,056 m²です。

次に、賃貸借権設定について、5 ページの 221 番は新規就農、222 番と 223 番は経営拡大によるものです。

件数は 3 件、面積 10,767 m²、田 4 筆 8,732 m²、畑 2 筆 2,035 m²です。

次に、使用貸借権設定について、6 ページの 37 番は経営拡大によるものです。

件数は 1 件、面積 11,084 m²、地目は 8 筆すべて畑です。

今回、申請のあった案件については、別添 2 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

何か、ございませんか。

担当委員

(「なし」の声あり)

議長

それでは、賃貸借権設定の 223 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

尾上-1 小野委員

所有権移転の 174 番、175 番の売買価格金額と、どういうものを作付けするのか。175 番は遠いところから通うみたいだが、大丈夫か。

坂口主査

174番と175番の売買価格についてですが、両方とも双方合意の上で決定して、この価格になりました。

作付けについては、174番は新規就農者でビニールハウスでミニトマトを作付けする予定です。175番の方は、根菜類と栗を植える予定と聞いております。

最後に175番の所有者が青森市の方なのですが、住所は遠方ですが意欲があり、市内に他にも農地があるため大丈夫とのことですので。

以上です。

佐藤補佐

補足いたします。

175番ですが、現状尾上地域で作っている農地もございます。

そこから近いので、この農地も差し支えないと判断いたしました。

以上です。

議長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、賃貸借権設定の223番は、3番対馬委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、対馬委員に退席を求めます。

(対馬委員 退席)

議長

それでは、賃貸借権設定の223番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第 117 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐 7 ページをご覧ください。

議案第 117 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 農地転用許可基準説明書と合わせて、8 ページをご覧ください。

31 番の申請地は 9 ページのとおり、市役所本庁舎から東へ約 1.2km に位置します。土地利用計画は 10 ページのとおり、普通住宅用地です。これまでも宅地として使用していましたが、農地であることが判明したものです。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 11 番丹代委員、12 番葛西委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

担当委員 (「特にありません。」の声あり)

議長 それでは、議案第 117 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 118 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

11 ページをご覧ください。

議案 118 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 4 売買価格一覧と合わせて、12 ページをご覧ください。

所有権移転について、265 番から 13 ページの 272 番までは全て経営拡大によるものです。

件数は 8 件、面積 17,635 m²、田 6 筆 7,824 m²、畑 6 筆 9,811 m²です。

利用権設定についても、同じく経営拡大によるもので、14 ページの 50 番は農地中間管理事業による一括方式となっております。

件数は 1 件、面積 4,195 m²、地目は全て田です。

今回、申請のあった案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 3 番対馬委員、4 番古川委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

(「特にありません」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の 267 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

尾上-1 小野委員

272 番についてお伺いいたします。

先ほど 3 条所有権移転についても出てきたのですが、申請事由が離農となっておりますが、こちらは経営縮小です。3 条と面積を足すと自作地の面積となるが、離農なのですか。経営縮小なのですか。

佐藤補佐

272 番は経営縮小ではなく、離農でした。

譲渡人の方は今回経営している畑全部が所有権移転です。

貸付はすべて田で同じ地区の方に田を貸している状況です。

以上です。

議長 他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、所有権移転の 267 番は、16 番小山内委員に関する案件です。議事参与の制限の規定に準じ、小山内委員に退席を求めます。

(小山内委員 退席)

議長 それでは、所有権移転の 267 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第 119 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐 15 ページをご覧ください。

議案第 119 号 令和 5 年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況に係る点検・評価(案)について、令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、令和 5 年度におけ

る最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況に係る点検・評価結果を取りまとめたので審議を求めるものです。

農業委員会の最適化活動における点検・評価につきましては、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定により毎年ホームページ等で公表するとともに、6 月末までに県知事等に報告することになっております。また、冒頭で説明したとおり、「農業委員会による最適化活動の推進等について」の局長通知により、委員ごとに最適化活動の点検・評価を行うとともに、農業委員会の総会において意見を求めることとしております。

まずは、19 ページをご覧ください

別紙様式 5 は、従前から実施している農業委員会としての最適化活動の点検・評価となります。19 ページは、令和 5 年度における基礎的なデータを記載していますので、説明は省略します。次に 20 ページをご覧ください。

20 ページは、令和 5 年度の農地の集積状況を記載しております。中段あたりにある③実績をご覧ください。令和 5 年度における新規集積面積はマイナス 248 ヘクタール、平川市内の令和 5 年度末時点での集積面積の累計は 2,930 ヘクタール、集積率は 50.2%、目標達成率は 88.1%となりました。

今回、すべての目標に対して大きく数値が下回った要因としては、今年度中に完成を予定している「地域計画」の策定に向けて、「担い手農家」としていた経営体を見直したことが挙げられます。農林課が県へ報告した「担い手の農地利用集積状況調査」によりますと、認定農業者等が昨年度と変わらない人数であることに対し、基本構想水準到達者は約 4 分の 1 となる 38 人としております。

次に、21 ページをご覧ください。

こちらは遊休農地の発生防止・解消に係る状況を記載しております。③実績に記載されているとおり、令和 5 年度の遊休農地の解消面積は 4.2 ヘクタール、目標の 1.3 ヘクタールに対して 323.1%の達成率となりました。また、令和 5 年度における農地パトロールの結果、市内の遊休農地面積は、④その他に記載されているとおり 10.6 ヘクタール、この 1 年間で新たに発生した遊休農地は 3.6 ヘクタールとなりました。

次に、新規参入の促進の状況ですが、22 ページをご覧ください。

③実績に記載されているとおり、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は 63.1 ヘクタール、目標の 25.3 ヘクタールに対して 249.4%の達成率となり

ました。農業委員会の点検結果にも書いているとおり、公表した農地とはあっせん情報で公開している出し手側の農地のことですが、面積だけでいえば新規参入者に提供できる農地が確保されている形となっています。ちなみに、令和5年度の新規参入者は17経営体、取得した農地面積は6.0ヘクタール、経営体系としてはミニトマト等の施設栽培やリンゴ、桃等の果樹となっています。

次に、最適化活動の活動目標のうち、活動強化月間については、22ページの下段の②実績のとおり、農地パトロールとその結果分析、地域計画策定のために実施した「農地の集積・集約に向けた意向調査」を行い、目標どおりの活動ができました。また、新規参入相談会への参加については、23ページ中段の②実績のとおり、トラックマーケットにおける農業委員会ブースで相談コーナーを設置したことから、こちらも目標どおりの活動ができました。

以上のことから、農業委員会としての目標達成状況をポイント化したところ、13ポイントとなり、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」という評価となりました。

次に、推進委員等の点検・評価結果ですが、こちらは、委員の皆さまの最適化活動における点検・評価を個人ごとにポイント化した結果となります。ご覧のとおり、期待を大幅に上回る結果と期待を上回る結果がそれぞれ1人、期待どおりが7人、期待を下回る結果が18人となりました。この内容については、後ほど説明いたします。

次に、24ページをご覧ください。

こちらは、農業委員会の事務に関する実施状況を記したものです。総会の開催実績、農地法第3条に基づく許可事務及び農地転用に関する事務については、記載のとおりとなります。最後の「違反転用への対応」ですが、事務局では違反転用に関する統計や調査に係る資料がないことから、令和5年度の総会で諮った農地法第4条及び第5条の許可のうち、追認という形で取扱ったものを実績としております。

別紙様式5の説明は以上となります。

続きまして、16ページをご覧ください。

これは、個人ごとの最適化活動の点検・評価のシートになります。この中で網掛けしている部分について一覧にしたものが次の17ページとなります。

先ほども説明したとおり、委員会としての評価は高かった一方で、個人ごとの評価では残念ながら低評価の方が多くなっております。昨年度と比較すると全体的にポイントは上昇しております

が、この要因は、皆さまから提出していただいた活動記録簿における活動日数がまだ足りないということです。18 ページをご覧ください。このページの中段に、推進委員等が最適化活動を行う日数という欄があります。月当たりの活動日数が目標の10 日に対して実績は6.5 日となりました。昨年の6 月総会で「最低でも6 日以上活動を」とお願いしておりましたので、昨年度の4.6 日よりは良くなりましたが、目標からはまだほど遠い状況です。また、昨年度同様に活動記録簿の提出漏れや記載漏れがあったことも影響しているのではないかと感じております。

資料は17 ページに戻りますが、個人ごとの評価で「期待どおり」以上の方を見ますと、活動日数が月当たりで8 日以上となっております。このことから、今年度の活動記録については、最低でも月あたり8 日以上、年間で96 日以上記載をお願いいたします。

前回もお知らせしましたが「会議や会合に出席したのみ」とか「農業者年金や全国農業新聞の案内・勧誘のみ」とかの活動はもちろんのこと、地区大会や県大会への参加、農業委員会から依頼した総会議案に係る現地確認のみを行った場合も、最適化活動には含まれません。

今回もそのような記載があった場合は、その行き帰りに圃場を巡回したとか会合の場で農地の相談を受けたという体にして日数をカウントしましたので、今後の記載には十分お気を付けください。よろしくお願いいたします。

16 ページに戻っていただき、最後に皆さまからご承認をいただきたいことがあります。

このページの右下にある「②自己の点検・評価」についてですが、本来は各委員で個人評価していただきたいところですが、今回も、事務局側にこの記載を一任していただきたいと思っております。

また、下段の右にある「総会で出された意見」については、今回の私からの説明内容を踏まえて、全委員に対しては「活動記録とその提出を失念しないこと」、活動日数については、ここに記載されているとおり、「活動日数が月あたり8 日未満の委員は8 日以上、8 日以上10 日未満の委員は10 日以上、それ以外の委員は前年度並み又はそれ以上の日数を目指すこと」と記載いたします。

最後に、市ホームページに公表するまでの間に、数字や字句などを詳細に精査する必要がありますので、今後、発生する数字や字句の修正などについては、事務局に一任願います。また、委員

ごとの個人シートについては、次回の総会時にお渡ししますので、よろしくをお願いします。

私からは以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 119 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、報告 3 件について、事務局に説明を求めます。

坂口主査

25 ページをご覧ください。

報告第 87 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

26 ページをご覧ください。これは、令和 6 年 4 月から 5 月までの間に、相続による届出があった一覧となります。件数は 30 件、面積 276,501 m²、田 98 筆、畑 124 筆、計 222 筆です。

28 ページをご覧ください。

報告第 88 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 5 関連案件一覧と合わせて、29 ページをご覧ください。

139 番と 140 番は借受人の要望、141 番は他者へ売却するため解約するものです。

件数は 3 件、面積 9,975 m²、地目は田 5 筆 6,904 m²、畑 1 筆 3,071 m²です。

佐藤補佐

続いて 30 ページをご覧ください。

報告第 89 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

31 ページをご覧ください。

16 番の届出地は 32 ページのとおり、市役所本庁舎から南へ約 170m に位置するところです。土地利用計画は 33 ページのとおり普通住宅用地です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 30 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 30 分】